

学習指導要領等について

- 学習指導要領等は、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めている大綱的基準。各学校段階ごとに、それぞれの教科等の目標や最低限教えるべき教育内容を定めている。時代の変化や社会や子供の実態等に対応し、これまで概ね10年に一度改訂が行われてきた。
 - ・ 幼稚園については幼稚園教育要領、特別支援学校については、特別支援学校幼稚園教育要領、小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領をそれぞれ定めている。

- 現行の学習指導要領等については、平成20年1月に中央教育審議会から「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」を受けて改訂。
 - ・ 幼稚園及び小・中学校は平成20年3月に改訂の告示を行い、幼稚園は21年度、小学校は23年度、中学校は24年度から全面実施。高等学校は21年3月に告示を行い、25年度から学年進行で実施。
 - ・ 特別支援学校の新学習指導要領等は21年3月に告示を行い、幼小中高校に準じて実施。

学習指導要領について

1 意義 …… 学校が編成する教育課程の基準

全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めているもの。
 これまで、おおむね10年ごとに改訂してきている。

2 構成（小学校の例）

第1章	総	則
第2章	各	教 科
	第1節	国 語
	第2節	社 会
	第3節	算 数
	第4節	理 科
	第5節	生 活
	第6節	音 楽
	第7節	図画工作
	第8節	家 庭
	第9節	体 育
第3章	道	徳
第4章	外 国 語	活 動
第5章	総合的な学習の	時間
第6章	特 別	活 動

3 改訂の経緯

平成20年1月17日
 中央教育審議会
 答 申 →

	告 示	実 施	移行措置
幼稚園	平成20年 3月28日	平成21年4月	
小学校		平成23年4月	平成21年4 月～
中学校		平成24年4月	
高等学校	平成21年 3月9日	平成25年入学生より	平成22年4 月～
特別支援学校		幼・小・中・高校に準じて実施	

教育課程に関する法制

1 教育課程編成の基本的考え方

国	学習指導要領など、学校が編成する教育課程の大綱的な基準を制定
教育委員会 (設置者)	教育課程など学校の管理運営の基本的事項について規則を制定
学校 (校長)	教育課程を編成・実施

2 教育課程に関する法制上の仕組み

- 教育基本法：教育の目的、目標を規定。
- 学校教育法：学校段階ごとに教育の目的、目標などを規定。また、教育課程に関する事項は文部科学大臣が定めることを規定。
- 学校教育法施行規則：各教科等の構成、年間標準授業時数を規定。また、(文部科学省令) 教育課程については、文部科学大臣が別に公示する学習指導要領によることを規定。
- 学習指導要領：教育課程全般にわたる配慮事項や授業時数等の取(文部科学省告示) 扱い等を総則に定め、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動については目標、内容及び内容の取扱いを規定。